

令和5年度 福岡市の給与・定員管理の状況

－ 目次 －

1 総括	1
2 職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
3 一般行政職の級別職員数等の状況	5
4 職員の手当の状況	7
5 特別職の報酬等の状況	13
6 職員数の状況	14
7 公営企業職員の状況	16

< お問い合わせ先 >

- ※ 1～5、6(2)については、総務企画局人事部労務課
(TEL：092-711-4131 FAX：092-733-5559 e-mail：romu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 6のうち、(1)(3)については、総務企画局人事部組織定数課
(TEL：092-711-4432 FAX：092-733-5559 e-mail：sosikiteisu.GAPB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 7のうち、水道事業については、水道局総務部総務課
(TEL：092-483-3112 FAX：092-482-1376 e-mail：somu.WB@city.fukuoka.lg.jp)
- ※ 7のうち、交通事業については、交通局総務部職員課
(TEL：092-732-4204 FAX：092-721-0754 e-mail：shokuin.TB@city.fukuoka.lg.jp)

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件费率 B/A	(参考) 令和3年度の人件费率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	1,581,398	1,124,508,359	9,867,539	145,757,855 (149,406,101)	13.0 (13.3)	12.4 (12.7)

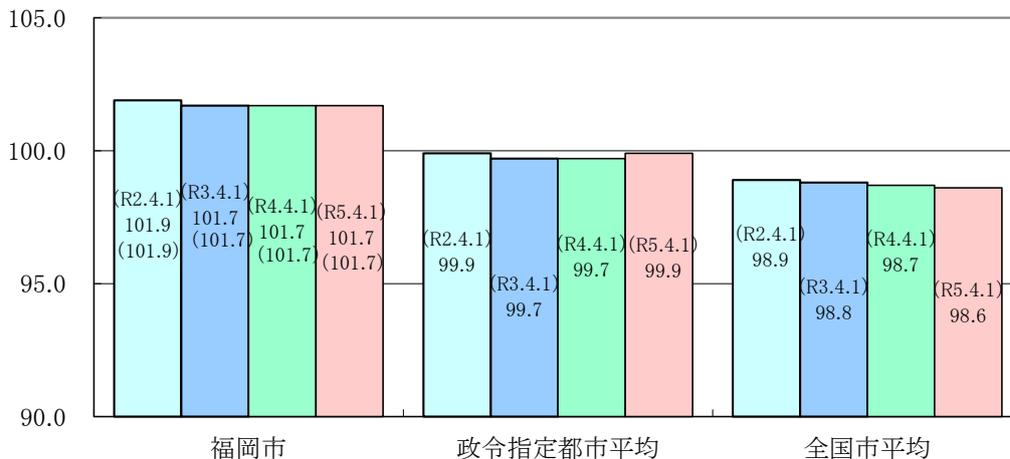
- (注) 1 人件費には、特別職職員の報酬、一般職職員の給料・諸手当のほか共済組合に対する事業主負担などの一切の経費を含みます。
 ※ 実質収支とは、その年度の決算で、収支が赤字か黒字かを示す指標で、歳入と歳出の差引額(形式収支)から、次年度に繰り越すべき財源(事業の繰り越しによって次年度に確保すべき財源)を差し引いた額をいいます。
 2 ()内は、事業費支弁に係る職員の人件費を含めた数値です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4年度	15,802	61,394,274	17,613,714	25,489,061	104,497,049	6,613	6,665

- (注) 1 職員給与費とは、人件費のうち一般職職員の給料及び諸手当です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数については、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含んでいません。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+福岡市の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 政令指定都市平均とは、政令指定都市のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

本市職員の給与の水準は、本市人事委員会の勧告に基づく給与改定により、市内民間給与との均衡が図られている。一方で、諸手当等の制度については、国に準拠しており、その結果として、ラスパイレス指数が100を超えているが、今後とも人事委員会の検討状況や国及び他の地方公共団体の動向を注視しながら、必要な見直しについて引き続き検討を行う。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
5年度	382,888 円	379,700 円	3,188 円 (0.84%)	0.84 %	0.84 %	1.1 %

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
5年度	4.51 月	4.40 月	0.11 月	0.10 月	4.50 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、本市人事委員会の勧告等の趣旨に鑑み、2%を基本に引下げ。1級及び2級の若年層に係る号給について引下げを行わず、50歳台後半層が多く在職する3級以上の高位号給については、級の号給数の縮減を含め、最大で6.9%の引下げを実施。激変緩和のため、令和2年度末まで経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

国基準10%に対し、福岡市においても10%を支給。

(参考)

区分	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
		4月1日 時点	遡及 改定後								
国基準による 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
福岡市の 支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡市	39.9 歳	310,803 円	422,229 円	371,486 円
福岡県	41.8 歳	317,060 円	407,996 円	357,005 円
国	42.4 歳	322,487 円	—	404,015 円
政令指定都市平均	41.8 歳	319,668 円	439,873 円	379,748 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です（以下同じ）。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当（期末・勤勉手当を除く。）の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです（以下同じ）。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています（以下同じ）。

②技能・労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
福岡市	50.3 歳	443 人	310,659 円	373,092 円	357,220 円
清掃職員	55.8 歳	27 人	338,493 円	426,013 円	385,212 円
学校給食員	48.3 歳	170 人	301,529 円	351,372 円	345,660 円
用務員	50.4 歳	147 人	312,038 円	369,370 円	360,890 円
自動車運転手	58.5 歳	28 人	313,904 円	405,297 円	358,206 円
守衛	52.8 歳	12 人	333,775 円	465,269 円	382,150 円
その他技能・労務職員	48.4 歳	59 人	314,547 円	386,698 円	363,034 円
福岡県	57.6 歳	337 人	319,805 円	368,277 円	346,983 円
国	51.2 歳	1,941 人	286,942 円	—	329,178 円
政令指定都市平均	51.7 歳	919 人	310,547 円	388,590 円	362,249 円

- (注) 1 「清掃職員」から「守衛」までの区分は、地方公務員給与実態調査の職種区分によるものです。
 2 「その他の技能・労務職員」とは、上記5職種を除く現場作業監督員、技工員などの職員です。

参考1) 職種別民間給与実態調査における平均年齢及び平均給与（令和5年4月分）

区分	本市（人事委員会）			国（人事院）		
	平均年齢	調査実人員	きまって支給する給与	平均年齢	調査実人員	きまって支給する給与
用務員	41.5 歳	2 人	319,943 円	51.2 歳	124 人	306,589 円
自家用乗用自動車運転手	—	—	—	53.6 歳	94 人	347,069 円
守衛	—	—	—	49.3 歳	259 人	365,034 円

- (注) 令和5年に本市人事委員会及び人事院が調査した「職種別民間給与実態調査」のデータを使用しています。
 この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上に該当する事業所に勤務する従業員のうち、臨時の従業員及び役員を除く者を対象に実施したものです。

参考2) 対応する民間の類似職種との比較

区分	平均給与月額(A) (平均年齢)	区分	平均給与月額(B) (平均年齢)	備考	参考 A/B
福岡市		民間			
清掃職員	426,013 円 (55.8 歳)	廃棄物処理業	310,800 円 (47.3 歳)	全国平均	1.37
学校給食員	351,372 円 (48.3 歳)	飲食物調理従事者	246,400 円 (43.4 歳)	福岡県平均	1.43
用務員	369,370 円 (50.4 歳)	他に分類されない 運搬・清掃・ 包装等従事者	241,700 円 (49.1 歳)	全国平均	1.53
自動車運転手	405,297 円 (58.5 歳)	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	237,200 円 (58.4 歳)	福岡県平均	1.71
守衛	465,269 円 (52.8 歳)	警備員	248,400 円 (52.2 歳)	福岡県平均	1.87

区分	年収ベース(C)	区分	年収ベース(D)	参考 C/D
福岡市		民間		
清掃職員	6,616,256 円	廃棄物処理業	4,321,100 円	1.53
学校給食員	5,650,164 円	飲食物調理従事者	3,264,500 円	1.73
用務員	5,900,540 円	他に分類されない 運搬・清掃・ 包装等従事者	3,253,900 円	1.81
自動車運転手	6,286,364 円	乗用自動車運転者 (タクシー運転者を除く)	3,112,000 円	2.02
守衛	7,206,828 円	警備員	3,259,200 円	2.21

- (注) 1 民間従業者のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査(賃金センサス)」のデータを総務省が取りまとめたもの(令和2年度～令和4年度の3ヵ年平均)を使用しておりますが、福岡市職員が会計年度任用職員を除く「正規職員のみ」の状況であるのに対し、民間従業者は「アルバイト等非正規従業員」を含んだ状況であり、具体的な業務内容、経験年数、雇用形態等において完全に一致しているものではありません。
また、調査対象企業規模や調査範囲、調査時期にも違いがあります。
- 2 年収ベースのデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額を加えた試算値です。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
福岡市	高等学校教職員 (特殊、各種、専修)	42.6 歳	362,939 円	433,216 円
	小・中学校 (幼稚園)教職員	38.7 歳	332,574 円	399,593 円
福岡県	高等学校教職員	45.9 歳	368,106 円	429,533 円
	小・中学校 (幼稚園)教職員	41.3 歳	354,034 円	393,484 円
政令指定 都市平均	高等学校教職員 (特殊、各種、専修)	43.4 歳	359,775 円	436,674 円
	小・中学校 (幼稚園)教職員	40.4 歳	343,187 円	412,373 円

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	福岡市	福岡県	国	
一般行政職	大学卒 (上級)	182,300 円	総合職(大卒)	189,700 円
			一般職(大卒)	185,200 円
	高校卒 (初級)	148,800 円	158,600 円	154,600 円
技能・労務職(労務職員)	150,800 円	— 円		
教育職	大学卒	213,900 円	213,900 円	

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	277,927 円	370,077 円	397,995 円	425,290 円
	高校卒	222,869 円	320,897 円	356,856 円	380,618 円
技能・労務職		※ 円	285,213 円	308,129 円	330,460 円
教育職	大学卒	310,481 円	386,979 円	408,231 円	424,759 円

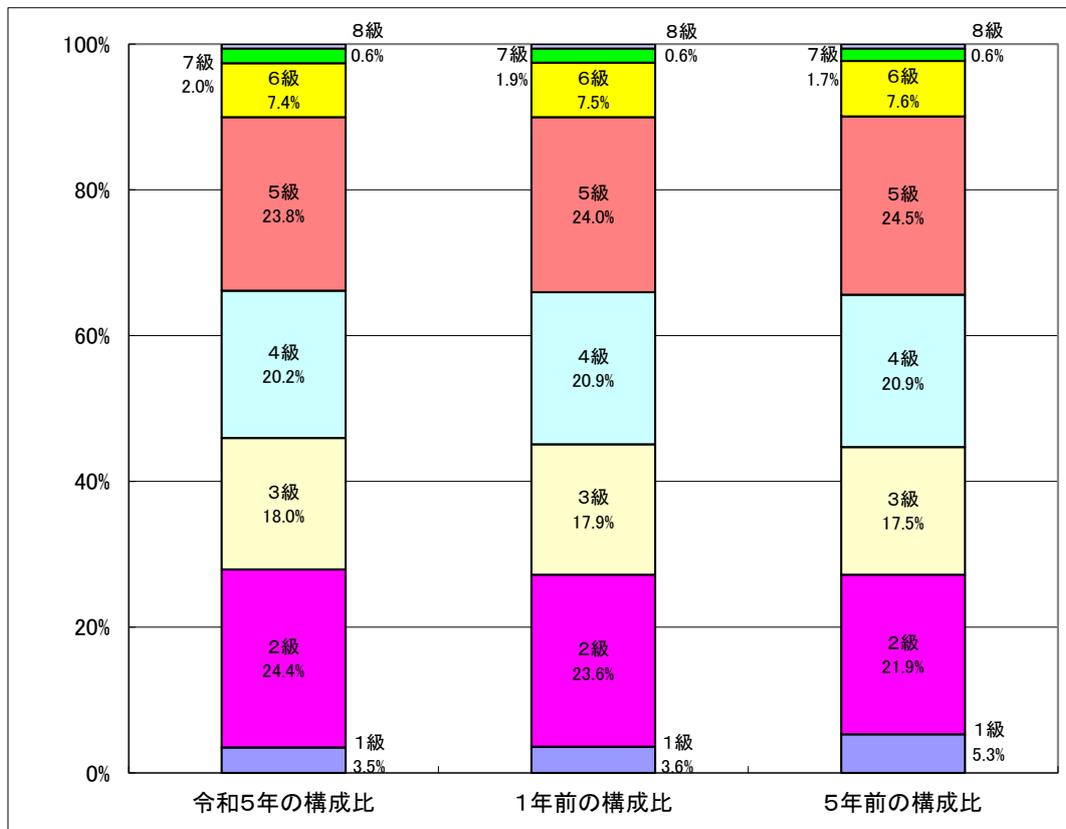
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員	204人	3.5%	142,200円	227,100円
2級	係員	1,411人	24.4%	157,700円	282,400円
3級	主任	1,037人	18.0%	200,200円	348,800円
4級	総括主任	1,167人	20.2%	223,300円	385,300円
5級	係長	1,375人	23.8%	249,900円	429,900円
6級	課長	428人	7.4%	301,200円	468,700円
7級	部長	117人	2.0%	363,100円	501,900円
8級	局長	35人	0.6%	423,100円	538,400円
計		5,774人	100%		

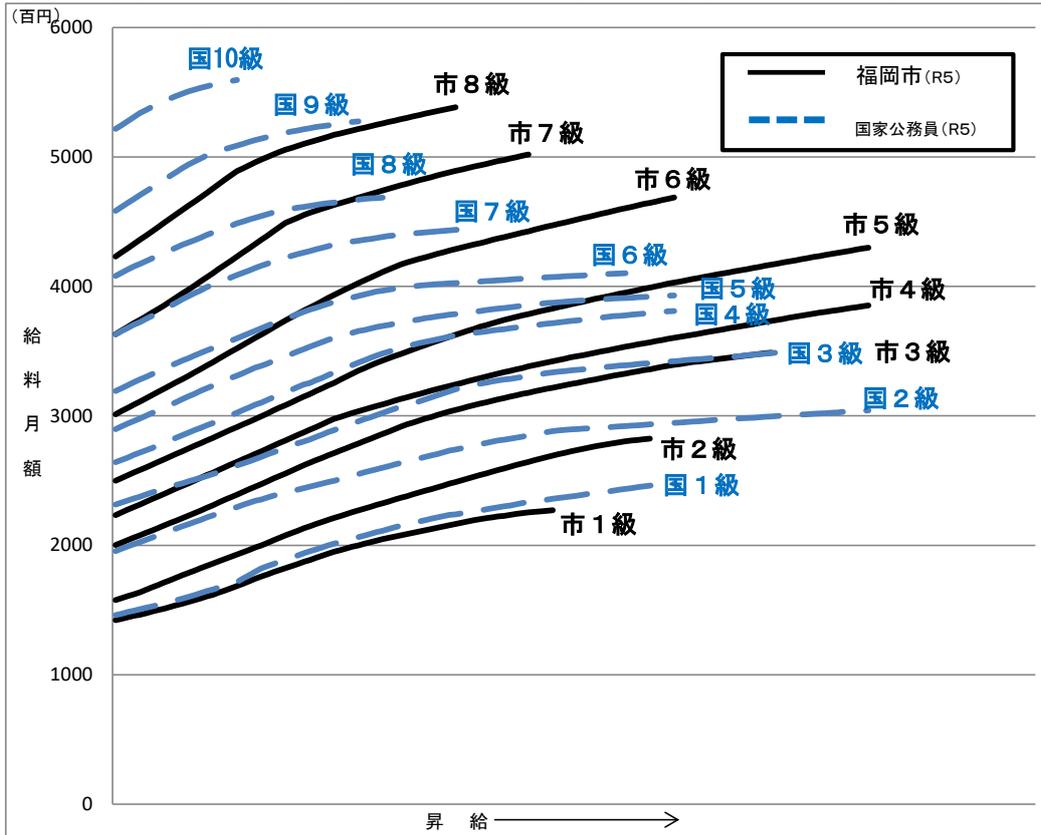
- (注) 1 福岡市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 「構成比」は小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100%とならない場合があります。

一般行政職の構成比の推移



- (注) 「構成比」は小数点第2位を四捨五入したものであり、その内訳の計は100%とならない場合があります。

(2) 国との給料表カーブ比較表（国：行政職（一） 福岡市：行政職(1)）（令和5年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（福岡市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

福岡市	福岡県	国
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,590 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,592 千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 管理職手当の1/2～2/2	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 支給割合は、管理職(課長以上)の職員を除くものです。また、()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(福岡市)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和5年4月1日現在)

福岡市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	2,561千円	21,706千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額(自己都合及び応募認定・定年の平均額)です。傷病・死亡による退職は含みません。

(3) 地域手当(令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)		6,707,662 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		400,276 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京事務所等に勤務する職員	20 %	9 人	20 %
医療職給料表(1)適用職員	16 %	17 人	16 %
上記以外の職員	10 %	15,797 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレース指数(ラスパイレース指数)		101.7 (101.7)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。

(補正前のラスパイレース指数×(1+福岡市の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績(令和4年度決算)	723,542 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	133,725 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)	31.8 %
手当の種類(手当数)	25
手当の名称等	別表一覧表のとおり

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	3,261,666 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	434 千円
支給実績(令和3年度決算)	3,609,851 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	480 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和3年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり
初任給調整手当	新たに医師として採用された職員のうち、規則で定める職員に対して、月額308,600円以内の額を採用の日から35年以内の間、採用後一定期間経過後1年ごとにその額を減じて支給	同じ	—	51,605 千円	3,159,490 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき3,500円から11,500円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に付き月額5,600円を加算)	異なる	支給額が異なる	1,634,819 千円	272,561 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に月額28,000円を限度に支給	同じ	—	1,846,953 千円	311,985 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000～31,600円を支給	異なる	支給要件等が異なる	1,607,969 千円	139,200 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすもの等に月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	—	8,348 千円	500,880 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	531,184 千円	429,153 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	122,305 千円	130,994 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	異なる	支給額が異なる	3,400 千円	106,250 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日等又は平日深夜等(午前零時から午前5時までの間)に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により規則で定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	異なる	支給額が異なる	9,243 千円	128,524 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ・局長級 一種 130,000円 ・局長級 二種 120,000円 ・局長級 三種 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	異なる	支給額が異なる	1,041,681 千円	868,731 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	0 千円	0 円
産業教育手当	工業に関する課程を置く高等学校の教育職員が、実習を伴う工業に関する科目を担当する場合に、その者に対して、給料月額×100分の5を支給	—	—	10,954 千円	223,551 円
義務教育等職員特別手当	小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校に勤務する教育職員に対して、その者の職務の級及び号給に対応する月額2,000円～8,000円を支給	—	—	459,786 千円	55,516 円
へき地手当	交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在するへき地等学校に勤務する教職員に対して、(給料+扶養手当)×級地区別支給割合-地域手当を支給 ・級地区別支給割合 8/100～25/100	—	—	10,802 千円	317,706 円
へき地手当に準ずる手当	へき地等学校に勤務するために住居を移転した教職員に対して、(給料+扶養手当)×支給率 ・支給率 異動後5年間 4/100 その後1年間 2/100	—	—	5,254 千円	159,212 円

別表 特殊勤務手当一覧

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	区役所課税課、納税課等に勤務する職員	税務事務	39,927千円	収納:10,100円 調査:7,000円 事務:4,000円 (月額)
福祉手当	こども総合相談センター、障がい者更正相談所、区役所福祉・介護保険課、地域保健福祉課、保護課等に勤務する職員	社会福祉を目的とする法律に基づく業務	86,116千円	児童福祉司等:20,000円 行旅病人の保護:10,300円 保護課等:10,100円 その他:4,000円 (月額)
看護手当	区役所保健福祉センター健康課に勤務する看護師及び助産師	—	187千円	月額 1,500円
国保手当	区役所保険年金課等に勤務する職員	国民健康保険又は国民年金に関する事務	13,154千円	収納:10,100円 その他:4,000円 (月額)
ヘリコプター 従事者手当	航空法に規定する操縦士の資格を有する職員	ヘリコプターの操縦の業務	5,160千円	月額 86,000円
	航空法に規定する一等航空整備士の資格を有する職員	ヘリコプターの整備の業務	1,450千円	月額 25,000円
	航空法に規定する二等航空整備士又は一等航空運行整備士の資格を有する職員	ヘリコプターの整備の業務	150千円	月額 12,500円
指導監視等 手当	環境局産業廃棄物指導課、区役所生活環境課等に勤務する職員	清掃指導の業務	238千円	日額 300円
	食品衛生検査所等に勤務する職員	食品衛生監視の業務	653千円	日額 190円
	区役所衛生課等に勤務する職員	環境衛生監視の業務	179千円	日額 190円
	経済観光文化局政策調整課中小企業振興係に勤務する職員	計量取締りの業務	0千円	日額 130円
	保健医療局保健予防課等に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく調査、診察の立会い又は移送の業務	282千円	日額 400円
衛生検査等 手当 (防疫作業 手当)	右記の業務に従事する職員	放射線室でエックス線その他の放射線の照射業務	82千円	日額 210円
	保健医療局保健科学課等に勤務する職員	病理細菌検査業務	971千円	日額 170円
	保健医療局保健科学課等に勤務する職員	毒物及び劇物取締法に定める劇毒物を使用する業務	1,949千円	日額 210円
	保健医療局保健予防課等に勤務する職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症の病原体に汚染され又は汚染された疑いがある物件の処理作業を行う業務	2千円	1類感染症:800円 その他:210円 (日額)
	右記の業務に従事する職員	と畜場法に基づく獣畜の検査業務	1,694千円	日額 600円
衛生検査等 手当の特例	右記の業務に従事する職員	新型コロナウイルス感染症の患者等を収容する病院や宿泊施設等での緊急的に行う健康管理、生活支援及び搬送等の業務	37,918千円	一般:3,000円 直接:4,000円 (日額) ※作業時間が3H未満は、半額
動物取扱業務 手当 (動物取扱業務 等手当)	動物愛護管理センターに勤務する職員	狂犬病予防法に基づく犬の診断又はその死体の検案業務	0千円	日額 750円
	動物園に勤務する職員	動物の飼育業務	1,677千円	動物飼育員:440円 その他:300円 (日額)
		園内の清掃、汚物処理又は獣舎等の修理作業	417千円	日額 300円
清掃手当	中部汚泥再生処理センターに勤務する職員	し尿が付着した機器等の維持補修業務及びし尿の処理作業	0千円	日額 440円
	工場、埋立場等に勤務する職員	ごみが付着した機器等の維持補修業務及び工場の炉室内における作業	545千円	日額 460円
		投棄場におけるゴミ搬入の指導等の業務		日額 460円
		ごみの処理作業	4,083千円	日額 510円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地等折衝業務手当	住宅都市局地域計画課, 都心事業推進課に勤務する職員等	土地区画整理事業又は市街地再開発事業のため、在勤公署以外の場所で行う土地等の権利者との折衝業務	0千円	日額 230円
	右記の業務に従事する職員	無断建築物の除却のための、在勤公署以外の場所で行う折衝業務	0千円	日額 230円
	道路下水道局用地部等に勤務する職員	公共の利益となる事業に必要な土地の取得等のため、在勤公署以外の場所で行う当該権利者との折衝業務	0千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	行政代執行法又は土地区画整理法に基づく建築物の除却作業	0千円	日額 400円
	住宅都市局住宅管理課に勤務する職員	在勤公署以外の場所で行う市営住宅の家賃滞納者等に対する明渡し等の折衝業務	0千円	日額 230円
徴収手当	住宅都市局住宅管理課、道路下水道局下水道料金課等に勤務する職員	在勤公署以外の場所で行う使用料等の徴収業務	0千円	日額 350円
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	高圧電気施設の維持補修業務	0千円	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で行う宮繕工事の監督、建築審査又は工事の検査の業務	1千円	日額 240円
	農林水産局森づくり推進課に勤務する職員	林道の開設のために特に劣悪な自然環境の場所で行う調査、測量又は監督の業務	0千円	日額 210円
	区役所地域整備課又は維持管理課等に勤務する職員	規則で定める道路上で、交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業又は測量の業務	918千円	日額 190円
		道路工事におけるコールトールの散布作業	200千円	日額 190円
	右記の業務に従事する職員	水上における漁場造成作業の立会業務	0千円	日額 170円
		自動車航送船の運航業務	280千円	日額 90円
		マンホール内における下水道の調査又は検査の業務	20千円	日額 210円
		下水道、河川又は水路におけるしゅんせつ作業	46千円	日額 210円
		規則で定める気象条件における屋外強行作業	53千円	日額 240円
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	1千円	日額 350円
航海手当	船舶に乗り組む職員	航海業務	10,656千円	港域内:50円 港域外:200円 (単位)
文化財発掘調査手当	経済観光文化局文化財活用部又は博物館に勤務する文化財専門職員	屋外における文化財発掘調査に関する業務	504千円	日額 300円
消防業務従事手当	消防局に勤務する職員	救助隊の業務	3,812千円	勤務1回につき 260円
		消防航空隊の業務	196千円	勤務1回につき 140円
		はしご隊の業務	1,880千円	勤務1回につき 140円
		指令管制の業務	850千円	勤務1回につき 160円
		救急隊の業務(救急救命士又は看護師の資格を有する職員が行うものに限る。)	1,147千円	勤務1回につき 640円
		消防艇の運航管理業務(海技士の免許を有する職員が行うものに限る。)	256千円	勤務1回につき 200円
		緊急自動車(消防局長が定めるもの)の運行管理業務(機関担当業務を命じられた職員が行うものに限る。)	5,696千円	勤務1回につき 大型:220円 中型:180円 その他:130円
		潜水用具を着用して行う潜水作業	119千円	作業1回につき 180円
		緊急出動して救急業務に従事した場合(救急救命士又は看護師の資格を有する職員が行うものに限る。)	39,331千円	業務1回につき 300円
		緊急出動による救急業務及び災害防除業務	36,679千円	業務1回につき 救急業務:170円 災害防除業務(海上):400円 (その他):320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (R4年度決算)	左記職員に対する支給単価
ヘリコプター 搭乗手当	ヘリコプターに乗り組むことを本務とする職員	ヘリコプターに搭乗して行う、災害防除業務	2,286千円	搭乗時間1時間につき 空中機外活動:1,510円 その他:600円
夜間業務	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	71,040千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回額)
現場監督業務 等手当	区役所生活環境課又は維持管理課等に勤務する職員	清掃指導の補助業務	564千円	日額 300円
		直営工事の現場作業の指導補助業務	286千円	日額 240円
		直営工事の現場作業監督業務	516千円	日額 240円
特殊車両運転 業務手当	代行運転手として自動車管理事務所に登録している職員	市長が定める特殊車両の運転業務(14キロメートル以上)	5千円	20キロ未満:110円 20キロ以上:170円 (日額)
教育業務連絡 指導手当 (主任手当)	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校に勤務する指導教諭又は教諭のうち、教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして教育委員会が定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭	小学校、中学校、特別支援学校又は高等学校の指導教諭又は教諭のうち、教務その他の教育に関する業務について連絡調整及び指導助言に当たる主任等でその職務が困難であるとして、教育委員会の定めるものの職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合	47,136千円	日額 200円
多額年学級担 当手当	小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校に勤務する主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭及び講師のうち、2の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当するものが当該学級における授業又は指導に従事した場合	134千円	日額 290円
夜間中学業務 手当		夜間その他特別な時間において授業を行う学校に勤務する職員のうち教育委員会の定めるものが、当該学校に係る教育、養護、校務の整理等の業務に従事した場合	3,657千円	日額 1,600円
教員特殊業務 手当	教育職員のうちその職務の級が教育職給料表(1)、(3)若しくは(4)の1級、2級若しくは3級のもの	非常災害時における生徒等の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務(学校の管理下において行う緊急業務に限る。)	0千円	日額 8,000円
		被害が特に甚大な非常災害の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合	0千円	日額 16,000円
		生徒等の負傷、病気等に伴う救急の業務(学校の管理下において行う緊急業務に限る)	8千円	日額 7,500円
		生徒等に対する緊急補導業務(学校の管理下において行う緊急業務に限る。)	368千円	日額 7,500円
		修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、実施するものに限る。)において生徒等を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	1,046千円	日額 5,100円
		教育委員会が定める対外運動競技等において生徒等を引率して行う指導業務で、宿泊を伴うもの又は勤務を要しない日、休日、代休日に行うもの	4,514千円	日額 5,100円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務	0千円	日額 900円
		学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における生徒等に対する指導業務で勤務を要しない日、休日、代休日等に行うもの	211,000千円	日額 2,700円

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,300,000 円	(参考)政令指定都市における最高/最低額(減額含む)	
	副 市 長		1,599,000 円/	500,000 円
報 酬	議 長	1,060,000 円	1,179,000 円/	779,000 円
	副 議 長	970,000 円	1,061,000 円/	703,000 円
	議 員	880,000 円	960,000 円/	648,000 円
期 末 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	3.30 月分		
地 域 手 当	市 長	(令和4年度支給割合)		
	副 市 長	3.30 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×0.48	2,995万2,000円	任期毎
		給料月額×在職月数×0.365	1,822万 800円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

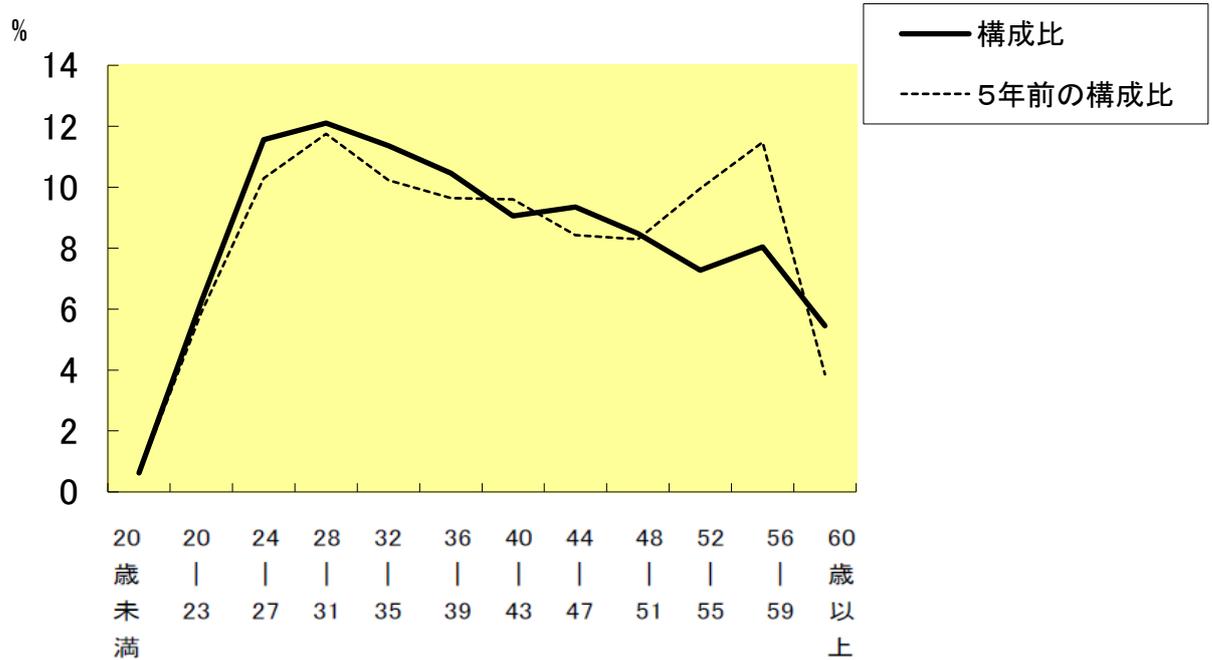
(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	36	40	4	税務システムの刷新 14
		総務	1,448	1,460	12	子どもの見守りや支援に係る体制強化 11
		税務	546	561	15	交通ネットワークの検討 5
		労働	2	2	0	香椎駅周辺土地区画整理事業の進捗 △ 4
		農林水産	113	115	2	
		商工	155	155	0	
		土木	1,208	1,226	18	
		民生	1,352	1,395	43	
		衛生	882	891	9	
		計	5,742	5,845	103	<参考> 人口1万当たり職員数 36.96 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 46.52 人)
	教育部門	9,019	9,349	330	児童生徒数の増加等に伴う教職員の増員 359 小学校給食調理等業務の民間委託 △ 8 学校環境整備業務の体制見直し △ 8	
	消防部門	1,143	1,128	△ 15	救急隊の増隊 8	
	小計	15,904	16,322	418	<参考> 人口1万当たり職員数 103.21 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 113.79 人)	
公営企業等会計部門	水道	508	516	8		
	交通	572	561	△ 11		
	下水道	275	284	9		
	その他	460	460	0		
	小計	1,815	1,821	6		
合計		17,719	18,143	424	<参考> 人口1万当たり職員数 114.73 人	
		[17,562]	[17,957]	[395]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	113人	1,132人	2,098人	2,196人	2,062人	1,897人	1,643人	1,696人	1,538人	1,320人	1,459人	989人	18,143人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,607	5,597	5,612	5,685	5,742	5,845	238 (4.2%)
教育	8,110	8,046	8,169	8,844	9,019	9,349	1,239 (15.3%)
消防	1,097	1,100	1,120	1,136	1,143	1,128	31 (2.8%)
普通会計計	14,814	14,743	14,901	15,665	15,904	16,322	1,508 (10.2%)
公営企業等会計計	1,755	1,730	1,771	1,813	1,815	1,821	66 (3.8%)
総合計	16,569	16,473	16,672	17,478	17,719	18,143	1,574 (9.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業（工業用水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

【決算】

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
4年度	30,853,865	5,570,791	3,221,852	10.4%	10.7

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費852,809千円を含まない。
2 職員給与費には、退職給付費、法定福利費を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
4年度	511	1,810,566	662,537	725,458	3,198,561	6,259	6,563

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。
2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	37.3 歳	336,683 円	524,705 円
政令指定都市平均	46.5 歳	360,132 円	546,044 円

- (注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		福岡市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,420 千円		1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,590 千円	
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分		(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 管理職手当の1/2～2/2		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 管理職手当の1/2～2/2	

- (注) 支給割合は、管理職（課長級以上）の職員を除くものです。また、()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

水道事業			福岡市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	13,854 千円		1人当たり平均支給額	2,561千円	21,706千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、4年度に退職した職員に支給された平均額（自己都合及び定年・勸奨の平均額）です。傷病・死亡による退職は含みません。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		190,466 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		372,732 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
水道局企業職給料表適用職員	10 %	472 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		6,827 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		52,919 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		25.2 %		
手当の種類(手当数)		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊現場勤務手当	南畑水源事務所分室に勤務する職員	—	109 千円	月額 5,200円
	瑞梅寺浄水場に勤務する職員	—	623 千円	月額 3,200円
有害物取扱手当	各浄水場又は水道水質センターに勤務する職員	毒物又は劇物等を取扱う業務	1,055 千円	日額 210円
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	高圧電気施設の維持補修業務(取付、故障箇所の調査、修理及び修理の立会い)	0 千円	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で行う工事の作業又は監督・検査等の業務	0 千円	日額 240円
	各管整備課又は水管理課等に勤務する職員	道路上で交通を遮断することなく行う水道施設の新設作業、維持作業、修理作業又は測量の業務	0 千円	日額 190円
	右記の業務に従事する職員	水上又は水中の作業	11 千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	管理者が定める気象条件における屋外強行作業	0 千円	日額 240円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に 対する支給単価
特別作業手当	右記の業務に従事する職員	在勤公署以外の場所での水道料金の未納整理及び停水処分の業務	15千円	日額 350円
	右記の業務に従事する職員	水道メーターの点検業務	2千円	日額 260円
	浄水場に勤務する職員	活性炭を取り扱う作業	23千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	在勤公署以外の場所での水道施設の新設、維持又は修理の作業	0千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	事業の用に供する土地取得等のための在勤公署以外の場所で当該権利者との折衝業務	0千円	日額 170円
	右記の業務に従事する職員	特殊車両の運転業務(14キロメートル以上20キロメートル未満)	0千円	日額 110円
	右記の業務に従事する職員	特殊車両の運転業務(20キロメートル以上)	4千円	日額 170円
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	0千円	日額 350円
夜間業務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	4,985千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	228,029千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	516千円
支給実績(3年度決算)	198,987千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	449千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき3,500円から11,500円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき月額5,600円を加算)	同じ	—	57,188千円	274,943円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に月額28,000円を限度に支給	同じ	—	59,274千円	297,861円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000～31,600円を支給	同じ	—	72,846 千円	218,757 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすもの等に月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	—	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	26,078 千円	145,686 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	13,398 千円	167,476 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	同じ	—	— 千円	— 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日又は平日深夜等(午前零時から午前5時までの間)に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により管理者が定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	同じ	—	47 千円	15,583 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給される手当 ・局長級 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	同じ	—	34,462 千円	1,013,588 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	— 千円	— 円

(2) 交通事業

① 職員給与費の状況

【決算】

区分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 3年度の総費用に占 める職員給与費比率
4年度	千円 28,399,782	千円 3,708,568	千円 4,908,439	% 17.3	% 17.3

- (注) 1 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 556,486千円を含みません。
2 職員給与費には、退職給付費、法定福利費を含みます。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)政令指定都市 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
4年度	人 678	千円 2,351,535	千円 989,946	千円 959,398	千円 4,300,879	千円 6,343	千円 6,893

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
交通事業	43.2 歳	356,854 円	582,214 円
政令指定都市平均	45.0 歳	340,389 円	572,330 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

(うち鉄軌道事業運転手)

区 分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
福岡市	45.4 歳	99 人	362,856 円	607,815 円	鉄道運転従事者	40.6 歳	519,500 円	1.17
政令指定都市平均	45.0 歳	—	340,389 円	572,330 円	—	—	—	—

区 分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
福岡市	7,293,780 円	6,233,600 円	1.17

(注) 年収ベース (C) のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与その他特別給与額を加えた試算値です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

交通事業	福岡市(一般行政職)
1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,409 千円	1人当たり平均支給額(令和4年度) 1,590 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 (1.35)月分 勤勉手当 2.00 月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 管理職手当の1/2～2/2	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 管理職手当の1/2～2/2

(注) 支給割合は、管理職（課長以上）の職員を除くものです。また、()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

交通事業			福岡市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	-	20,413千円	1人当たり平均支給額	2,561千円	21,706千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額（自己都合及び定年・勸奨の平均額）です。傷病・死亡による退職は含みません。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		246,023 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		361,362 円	
支給対象地域等	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
交通局企業職給料表	10 %	678 人	10 %

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(4年度決算)		218,171 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		53,475 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)		59.3 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(4年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転業務手当	車両工場に勤務する職員	管理者が定める特殊車両の運転業務(14キロメートル以上)	1 千円	20km未満:110円 20km以上:170円 (日額)
危険作業手当	右記の業務に従事する職員	地上10メートル以上の足場の不安定な箇所における作業又は深層4メートル以上の深所における掘削作業の工事の監督又は検査の業務	62 千円	日額 240円
	右記の業務に従事する職員	深層4メートル以上の深所のずい道内(掘削作業現場に限る。)における駅舎の建設工事及び電路、軌道等の設備の取付工事の監督又は検査の業務等	-	日額 150円
	右記の業務に従事する職員	交流300ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧である回路を有する電気施設の維持補修業務	-	日額 210円
	右記の業務に従事する職員	管理者が定める気象条件における屋外作業	-	日額 240円
	右記の業務に従事する職員	列車が走行している地下及び車両基地等における保線業務、電気保守業務及び車両の検査又は修繕業務	972 千円	日額 370円
用地折衝業務手当	右記の業務に従事する職員	事業の用に供する土地の取得等のため勤務する事業所以外の場所で行う当該権利者との折衝業務	-	日額 170円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (4年度決算)	左記職員に対する支給単価
災害対策業務手当	右記の業務に従事する職員	異常な自然現象により災害が発生し、又は発生するおそれがある状況における災害対策業務	-	日額 350円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜に割り振られた職員	現に当該深夜に業務に従事した場合	20,837 千円	深夜の全部:1,100円 2時間以上:730円 2時間未満:520円 (回額)

オ 時間外勤務手当

支給実績(4年度決算)	442,724 千円
職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	723 千円
支給実績(3年度決算)	414,890 千円
職員1人当たり平均支給年額(3年度決算)	713 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当で、扶養親族1人につき3,500円から11,500円を支給(満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人に付き月額5,600円を加算)	同じ	-	78,791 千円	265,002 円
住居手当	自ら居住するため住宅を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に月額28,000円を限度に支給	同じ	-	74,014 千円	305,844 円
通勤手当	通勤距離が片道2km以上である職員で、交通機関を利用する職員については55,000円を上限に支給、交通用具を使用する職員については、その使用距離に応じて2,000~31,600円を支給	同じ	-	105,837 千円	203,141 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員で、距離制限を満たすもの等に月額30,000円を支給(職員の住居と配偶者等の住居との間の交通距離が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円以内で距離に応じた一定額を加算)	同じ	-	- 千円	- 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
休日勤務手当	休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日)及び12月29日から1月3日までの日(祝日法による休日を除く)または代休日などに、正規の勤務時間中に勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×135/100を支給	同じ	—	156,292 千円	320,271 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して、勤務1時間当たりの給与額×25/100を支給	同じ	—	39,895 千円	97,068 円
宿日直手当	宿日直勤務または日直勤務を命ぜられた職員に対して、勤務1回につき6,000円を支給(勤務時間が5時間未満の場合は半額を支給)	同じ	—	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が、週休日及び平日深夜等に、臨時又は緊急の必要その他公務の必要により管理者が定める勤務に1時間以上従事した場合に、従事時間に応じた額を支給 ・局長級 6,000～18,000円 ・部長級 5,000～15,000円 ・課長級 4,250～12,750円	同じ	—	391 千円	17,011 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ・局長級 110,000円 ・部長級 100,000円 ・課長級 82,000円	同じ	—	29,736 千円	1,025,379 円
特定任期付職員業績手当	採用時に期待されていた業績を超えて特に顕著な業績を挙げた職員に対して給料月額相当額を支給(年1回)	同じ	—	- 千円	- 円